令和８年11月５日庁議資料
こども未来局

福岡市児童虐待防止推進月間の取組みについて

福岡市では、**毎年11月**を**「児童虐待防止推進月間」**と位置づけ、児童虐待問題への社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

児童虐待防止推進月間における職員全体の取組みとして、児童虐待防止のシンボルマークである「オレンジリボン」を用いた名札の着用及び児童虐待防止に関する e ラーニングの受講をお願いいたします。

また、日頃の業務の中で虐待の可能性にも目を向けていただき、気になる子どもがいた場合は、こども総合相談センターに情報提供いただくなど、ご協力をお願いいたします。

【広報・啓発活動】

①広告掲出

●地下鉄天神駅ホームドア広告（49面）
11/3（火）～9（月）の「1週間」

●バス停シティスケープ広告（7 か所）
11/2（月）～15（日）の「2週間」







②福岡タワーライトアップ

●「189」及び「オレンジリボン」の点灯
11/1（日）～3（火）の「3 日間」

③オレンジリボン・街頭キャンペーン

●福岡市子ども虐待防止活動推進委員会の構成団体によるオレンジリボン配布（JR 博多駅（博多口））
11/5（木）17 時～

オレンジリボンは子ども虐待防止のシンボルマークです

④その他

●市政だより、SNS（LINE、Facebook、X、Yahoo!くらし 等）による啓発
●地下鉄駅構内放送にてソフトバンクホークス今宮選手による虐待防止推進月間の音声メッセージ放送
●区役所等「デジタルサイネージ」を用いた啓発
●本庁舎、区役所、地下鉄、市民センター、公民館、コンビニ等での「189」等ポスター掲示
●全職員の児童虐待防止に関する e ラーニングの受講・オレンジリボンの名札の着用 等

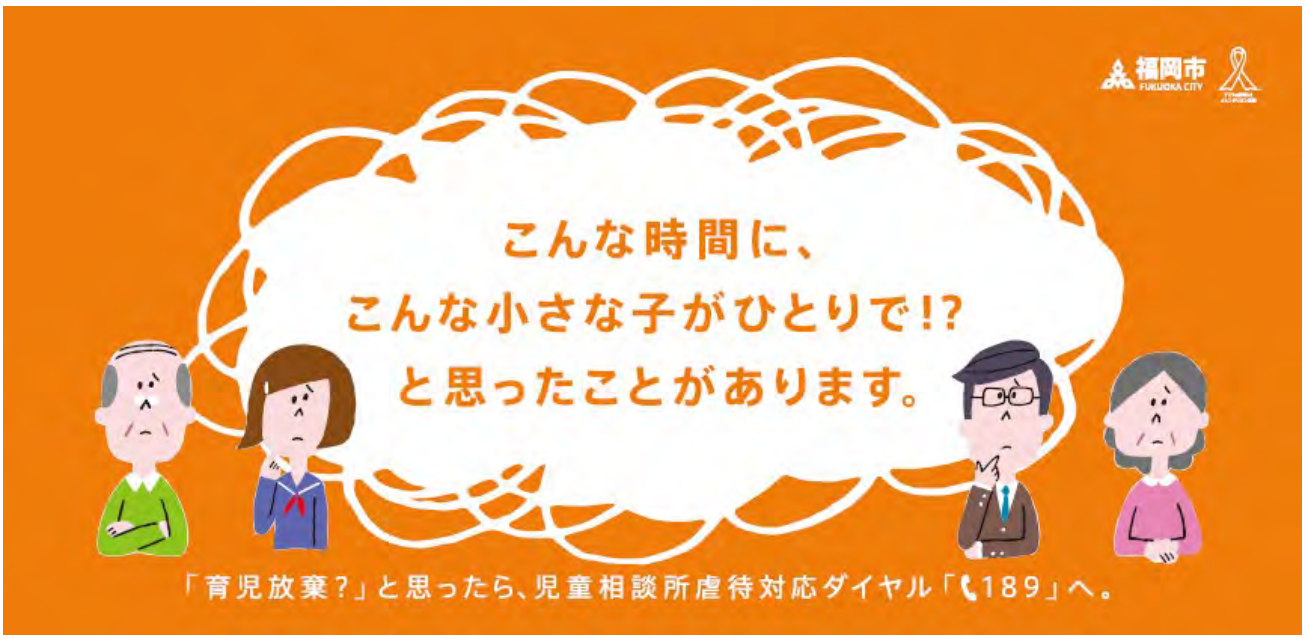
※国も、毎年11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間と位置づけ、広報・啓発活動に取り組んでいます。

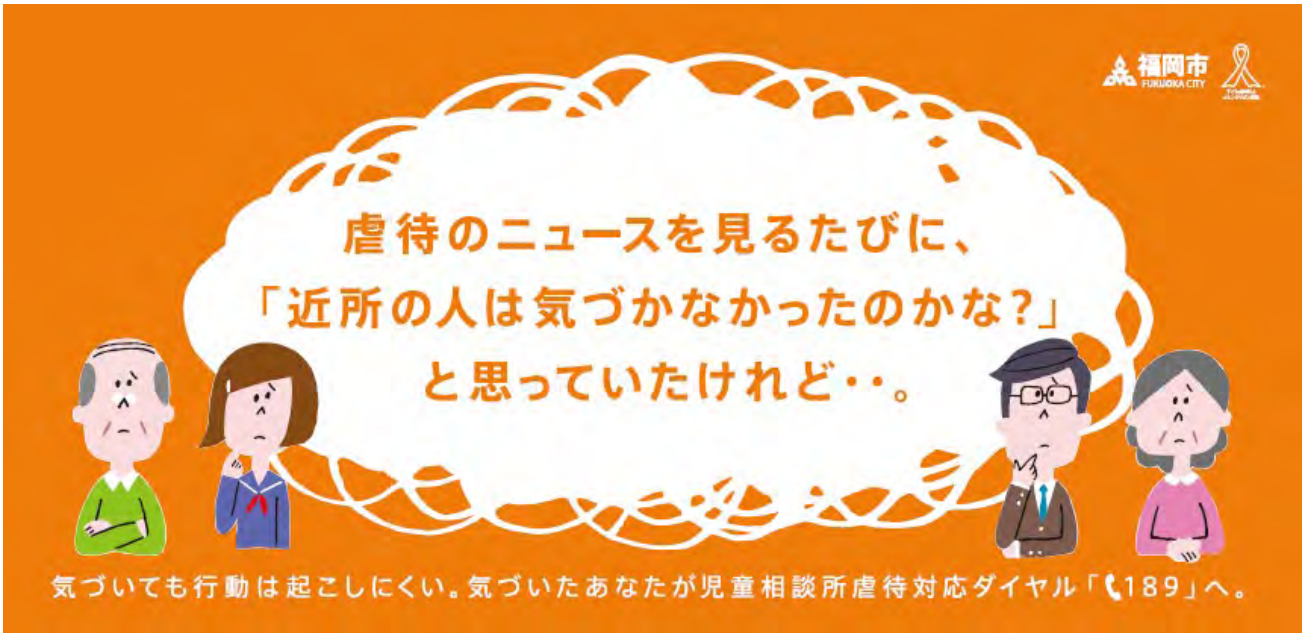


【問い合わせ先】
こども未来局こども健やか部こども家庭課
<担当>桑野、井手上
電話：092-711-4238（内 1757）

【地下鉄天神駅ホームドア広告例】

別紙　1







福岡市子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例　概要

○　子どもに対する虐待は、重大な人権侵害。
○　本市の児童虐待相談対応件数は、近年一貫して増加。
○　核家族の割合が高く、子育てが孤立化する傾向にある本市において、子どもを虐待から守るための対策は喫緊の課題。

「子どもに優しい都市福岡」の実現を目指し、市、関係機関等、地域住民等が一丸となって子どもを虐待から守るための施策に取り組む

目 的

○　子どもを虐待から守るための施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与

基本理念

子どもを虐待から守るための施策は、
○　子どもの生命を守ることを最優先、子どもの最善の利益を考慮
○　虐待の未然防止が十分に図られること
○　市、関係機関等、地域住民等が一丸となって子育て家庭を社会全体で支えること

責務・役割

市：子どもを虐待から守るための総合的な施策の策定・実施　など
保護者：体罰等の子どもの尊厳を傷つける全ての行為を行ってはならない　など
関係機関等：虐待の早期発見、市の施策への協力　など
地域住民等：虐待に関する関心と理解を深める、市の施策への協力　など

虐待防止推進の日・虐待防止推進月間

○　虐待防止推進の日（毎月５日）、虐待防止推進月間（11月）を制定

子どもを虐待から守るための施策

未然防止

○　妊婦及び子育て家庭に対する支援
○　地域において安心して子育てができるための相談体制の整備等

早期発見・早期対応

○　支援を必要とする子育て家庭の早期発見及び早期支援
○　早期発見のための環境整備　　○　通告及び相談に係る対応等

子ども・保護者への支援等

○　虐待を受けた子どもへの支援
○　虐待を受けた子どもの保護者への指導及び支援

財政上の措置

議会への報告及び公表

施行期日：令和５年４月１日